

# 令和5年度

## 第1回豊頃町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月20日(木) 午後2時00分～午後3時30分
- 2 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
- 3 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	山崎仁志	出	8	加島富浩	出
2	日下貴弘	出	9	森川聡	出
3	川口亜矢子	出	10	田頭綾子	出
4	熊野信夫	出	11	山田雅江	出
5	相澤博美	出	12	間所明暁	出
6	河崎正己	出	13	相澤和幸	出
7	永原和也	出	14	井下睦男	出

- 4 議事日程
  - 日程第1 選挙第1号 会長の互選について
  - 日程第2 選挙第2号 会長職務代理者の互選について
  - 日程第3 決定第1号 議席の決定について
  - 日程第4 議事録署名委員の指名について
  - 日程第5 報告第1号 一般社団法人北海道農業会議の普通会员について
  - 日程第6 議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 5 隣席者 豊頃町長 按田 武
- 6 事務局 林谷一徳事務局長 笠間一秀事務局次長
- 7 署名委員 議席1番 山崎仁志 議席2番 日下貴弘

<p>事務局長</p>	<p>本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。総会に先立ちまして、農業委員の皆様は、按田町長より辞令交付を行いますのでお願いいたします。</p> <p>(仮議席順に町長が順番に回りますので、その場でご起立願います。)</p> <p>(辞令交付)</p> <p>以上をもちまして、辞令交付を終了いたします。</p> <p>それでは、第1回農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>お手元に配布しております総会議案の次第にそって進めてまいります。</p> <p>始めに豊頃町農業委員会憲章の朗唱を行いますのでご起立願います。</p> <p>議案表紙の裏に農業委員会憲章を掲載しておりますので、よろしく願います。私が「豊頃町農業委員会憲章」と申し上げますので、続いて「ひとつ、農業委員会は・・・」と御唱和願います。</p> <p>(農業委員会憲章の朗唱)</p> <p>ご着席願います。</p> <p>本日の総会は、農業委員の任期満了による改選後、最初の総会であります。農業委員会等に関する法律の規定により、町長が招集したものでございます。</p> <p>なお、本日の席順は、4月に実施した農業委員の推薦及び募集時の受付順となっております。</p> <p>それでは、按田町長からご挨拶を申し上げます。</p>
<p>町長</p>	<p>皆さんお疲れ様でございます。本日は大変お忙しい中、第1回豊頃町農業委員会総会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。総会開会にあたりまして、私からひと言ご挨拶を申し上げたいと思います。只今皆さま方に辞令の方をお渡しさせていただきました。平成27年に法律が改正されまして、農業委員の選出方法が公選制から地域推薦とか公簿により、町長が議会に提案し同意を得るという形の任命制に変わってから、今回で3期目となるかと思っております。6月8日に開会されました第2回議会定例会で今回の皆さまの人事案件を提出したわけですが、どの議員からも異議無く、全員の同意を受けて本日ということとなっております。今日から3年間、農業行政の円滑な推進は基より、本町の農業振興にお力添いをいただくこととなります。どうぞよろしくお願い致します。さて、農業委員の活動内容というところは、皆さんもご承知のことと思っておりますが、優良農地の確保、有効利用を進める農地行政、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止や解消、新規参入促進による農地等の利用の適正化と、更には、農業者の公的な代表機関として、意見の公表や</p>

	<p>建議・答申の業務など様々な分野で農業者の生活と密接に関係する重要な役割を担っているところであります。どうかこの役割を活動の中心に置いてもらって地域の農業者の皆さまと接していただきながら農業委員の職務を果たしていただきたいと、そのようにお願いをするところであります。現在、農業を取り巻く環境というのは、大変厳しい状況であります。農業従事者の高齢化ですとか、担い手の不足、そして、生産資材や肥料や飼料の高騰など、農業者の皆さまの負担の大きい中、経営が続くものと思われませんが、町といたしましても、農業委員会や農協等の関係機関としっかりと連携しながら機関産業である農業の更なる振興を進めて参りたいと、そのように思っているしだいでございますので、今後ともご指導そしてご協力のことよろしくお願ひしたいとその様に思っております。結びとなりますけど、今年は天候に恵まれた中で作柄も順調であると聞いております。豊穰の秋を迎えられることを心から念じているところでございますし、委員の皆さまには、これから3年間ご健康に留意していただいて、本町の農業振興と発展にご尽力いただきますことを重ねてお願ひしまして私からの挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願ひします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、総会次第3、ここに出席しております、事務局の職員を紹介させていただきます。</p> <p>笠間事務局次長です。そして私、事務局長の林谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
委 員	<p>続きます、総会次第4、農業委員皆さまの自己紹介をお願いしたいと思います。仮議席1番の日下貴弘委員から順にお願ひ致します。</p> <p>(仮議席1番より自己紹介)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、議事進行は会長が務めることになっておりますが、委員改選後の最初の総会となりますので、会長が選出されるまでの間は町長に議事進行をお願ひいたします。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
町 長	<p>会長が決定するまで議事を進行させていただきますので、審議がスムーズに行われますよう皆様のご協力よろしくお願ひいたします。</p> <p>只今の出席委員は14人です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、第1回農業委員会総会は成立していることを、ここに宣言いたします。</p> <p>この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、只今ご着</p>

事務局長	<p>席の議席を指定いたします。</p> <p>これより、お手元に配布しております議案により、本日の総会を進めてまいります。</p> <p>日程第1、選挙第1号「会長の互選について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局長。</p> <p>会長の互選について説明いたします。</p> <p>会長の互選については、農業委員会に関する法律第5条第2項に「会長は委員が互選した者をもって充てる」という規定がございます。</p> <p>互選とは、相互に選挙することでありますから投票により行うのが原則であります。地方自治法第118条第2項の規定で出席委員にご異議ない場合には、指名推薦の方法によることができるとされています。従いまして投票と指名推薦の2つの方法があります。</p> <p>以上です。</p>
町長	<p>今、説明があったとおり投票と氏名推薦と二つの方法があると、会長の互選をどのような方法で実施したらよろしいか皆さんにお諮りします。</p>
委員	<p>指名推薦によって行ったらいいと思います。</p>
町長	<p>指名推薦とのことですが、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
町長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会長の互選は指名推薦により行うこととします。</p> <p>それでは、どのような方法で会長を指名したらよろしいかお諮りいたします。</p>
委員	<p>会長職は大変だと思いますが、経験のある井下睦男さんに指名したく推薦いたします。</p>
町長	<p>只今、熊野委員から井下委員の指名がありました。他にどなたか、ご意見等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
町長	<p>異議なしということで、会長に井下委員を選任することに決定してよろしいか、お諮りします。これにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>

町長	異議無しということで、認めさせていただきます。井下委員が会長に当選ということになりました。当選されました井下委員は会長席の方にお移りの上、ご挨拶をお願いします。
会長	はい。只今委員の皆様からご推薦を頂き、再度会長を務めさせて頂くこととなりました。今までの3年間はコロナで思ったような活動が出来なかった訳ですけど、これからの3年間は、2類から5類になったということで、コロナ以前のような活動が出来るのではないかと考えております。今後皆様のご支援とご協力を頂きながら農業委員会の会長職を務めていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。
町長	選任されました井下会長からご挨拶がありました。ここで議事の進行、議長役を引き継ぎさせていただきます。ご協力ありがとうございました。暫時休憩をさせていただきます。
事務局長	ありがとうございました。 町長は、この後公務のため、ここで退席させていただきます。
会長	それでは、会議を再開します。 日程第2、選挙第2号「会長職務代理者の互選について」を議題といたします。 会長職務代理者の互選をどのような方法で行うのがよろしいかお諮りします。
委員	指名推薦により行ったらよいと思います。
会長	はい。只今委員の方から職務代理者の互選についても、氏名推薦で行った方がよいという意見がありました。これにご異議ございませんか。
委員	ありません。
会長	はい。異議なしと認めます。よって会長職務代理の互選についても指名推薦により行いたいと思います。それでは、どのような方法で会長職務代理を指名したら良いか、ご意見のある方はいますか。
委員	議長の指名でいいと思います。
会長	議長（会長）の指名とのことですが、これにご異議はございませんか。
委員	異議なし。

会 長	<p>会長職務代理者に山崎委員にお願いしたいと思います。山崎委員に選任することに決定してよろしいかお諮りいたします。これにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
会 長	<p>異議なしと認めます。 職務代理になられた山崎委員は、その場でご挨拶をお願いします。</p>
山崎委員	<p>今回、会長職務代理ということで、仰せつかりました。2期目ということで、ベテランの委員さんがおられる中、私もまだわかりませんが、皆さま方のいろいろなご意見を頂きながら、課長を助けながらやっていきたいと思います。 どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>それでは、次の議題にはいりたいと思います。日程第3、決定第1号「議席の決定について」を議題といたします。 豊頃町農業委員会会議規則第4条の規定により、議席は抽選により決定する事となっておりますが、1番は会長職務代理、14番は会長の議席とし、2番から13番までを抽選により決定することとなっております。これについてご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
会 長	<p>それでは、1番と14番を除く、12議席について仮議席1番から順に抽選願ひしたいと思います。事務局長から抽選方法を説明させます。</p>
事務局長	<p>抽選方法をご説明いたします。抽選箱には、1番と14番の番号は抜いてあり2番から13番までの番号が入っています。私が皆さまのところに抽選箱をお持ちしますので、仮議席番号順にクジを引いて頂き、その番号を新しい議席番号とする方法により実施しますので、よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>それでは仮議席1番から順に抽選願ひします。  (抽選を行う)</p>
会 長	<p>それでは、議席が決定いたしました。各自新しい議席の方へ移動をお願ひします。 暫時休憩します。  (新議席へ移動する。)</p>

<p>会 長</p> <p>事務局長</p>	<p>それでは、会議を再開いたします。日程第4、議事録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第9条の規定により、議事録署名委員は、議席番号1番 山崎仁志委員、議席番号2番 日下貴弘委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、日程第5、報告第1号「一般社団法人北海道農業会議の普通会員について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農業委員会の支援業務を行う一般社団法人北海道農業会議の普通会員につきましては、議案下段に参考として掲載のとおり、定款において、市町村の農業委員会の会長又は農業委員会が1名に限って指名した委員と規定されております。</p> <p>本町の農業委員会においては、会長が一般社団法人北海道農業会議の普通会員に就任することを報告しようとするもので、その旨ご確認を願うものであります。</p>
<p>会 長</p>	<p>只今、事務局から説明のとおり、会長が道農業会議の普通会員になることについて、ご異議はございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>会 長</p>	<p>無いといことなので、この様に決定させていただきます。続きまして5ページ、日程第6、議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題と致します。事務局説明願います。</p>
<p>次 長</p>	<p>それでは、農業委員会の「法令遵守の申し合わせ決議」についてご説明いたします。</p> <p>こちらについてですが、令和元年10月に農業委員の農地転用に係る不祥事が続けて発生したことを受け令和元年11月に全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議されました。この趣旨にのっとり農業委員会の法令遵守について申し合わせ決議するものです。</p> <p>それでは、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、読み上げさせていただきます。</p> <p>(読み上げ) 以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>只今、事務局から説明がありましたけれども、この件について何かご質問等があれば承りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>

会 長	<p>それでは、以上で正式な議事の審議は終了しました。続きまして、総会次第6番その他で、「農業委員会の概要等について」、事務局の説明をさせます。</p>
事務局長	<p>はい。お手元の「農業委員会協議資料」をご覧いただきたいと思います。この資料につきましては、3年前の総会でお話した資料を参考に今回も作成しており、再任の委員のみなさまには以前の説明と重複いたしますが、必要と思われる部分について説明させていただきます。</p> <p>それでは資料1ページをご覧いただきたいと思います。「1の農業委員会の設置」及び「2の農業委員会の組織及び構成」について根拠となる法の規定を記載しております。これらについては、後程ご一読いただければと思います。</p> <p>次に資料の2ページをご覧いただきたいと思います。下段に「3. 農業委員会の業務について」記載しております。委員会の業務は農業委員会等に関する法律第6条及び第38条に明記されており、「法令に基づく必須の業務」、「農業振興業務」、「意見の公表建議及び諮問に対する答申の業務」の、大きくは3区分になります。中でも法令業務は法律上、農業委員会が実施する業務の重要な部分で、特に3ページ、①農地法に基づく業務、アの農地の権利移動の審査許可業務、イの農地転用業務があります。権利移動業務につきましては8ページの別記1をご覧いただきたいと思います。</p> <p>農地法第3条の規定による許可の概要ということで、農地として利用するために所有権を移転する場合や、使用貸借権、賃貸借権を設定する場合は、農業委員会の許可が必要となっております。ただし例外として①に3条の許可が不要な場合も法律に規定されております。農地の権利取得する者が国又は都道府県である場合、土地改良法等による交換分合の場合、農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画で権利が設定・移転する場合など、その他土地収用や相続についても許可は不要となっております。</p> <p>次に②の3条の許可ができない場合ですが、アに記載の、取得後の農地等のすべてについて耕作すると認められない場合、全部効率利用要件というのがございます。例えば、自作地の一部を他人に貸し付け、耕作していない土地がある場合などは、この要件を欠くために許可することができません。農用地利用集積計画による権利設定の場合も同じ判断基準であります。取得後の農地と取得前の農地を含め、全農地について自ら効率良く利用しなければ許可することはできず、最も重要な要件でございます。それから、イの農地所有適格法人以外の法人は、賃貸借権の設定はできますが、所有権を取得することができません。ウの権利を取得しようとする方又はその世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合ですが、この場合も許可することができません。次のオの所有権以外の権利に基づいて、借りて耕作している農地を貸付けする場合の許可ですが、これはできないことになっておりますが、その例外として許可することができるケースが</p>

次のとおり 3 件ございます。最後の力ですが、面的に集約された団地を分断するような内容など、地域農業の調和を乱すような場合について、許可についての判断要件があります。

④ですが、農作業常時従事要件が満たせない個人、及び農地所有適格法人以外の法人の場合でも、毎年農業委員会に農地の利用状況を報告する義務を条件として、アからウの要件をすべて満たすと判断できる場合に、許可をすることができるようになっております。

次は 9 ページの別記 2 ですが、農地法第 4 条と第 5 条の農地転用許可の概要をご説明いたします。農地所有者が自ら農地の転用を行う場合については第 4 条です。また、転用を目的として売買など所有権移転、又は貸借する権利設定を行う場合は第 5 条です。次に 10 ページ、②許可の際の立地基準と許可方針では、農地の区分が次のとおりアからエまで、4 区分に分かれます。アの農振農用地区域内農地、これは原則不許可でございます。例外許可事由としては、農振農用地区域内の指定用途への転用、これは農業者が農業用施設用地に転用する場合等です。次はイの第 1 種農地、概ね 10ha 以上規模の一団の農地、これも原則不許可です。この土地の例外許可事由では、農業用施設のほか、農畜産物加工販売施設、農業振興に資する施設、農家住宅などは許可となります。次のウ第 2 種農地、将来市街化が見込まれる 10ha 未満の農地、ことらも原則不許可です。この土地の例外許可事由は非農地又は第 3 種農地での転用が困難な場合許可をすることになります。最後のエ第 3 種農地、宅地化が進行して公共施設が整備された農地ですが、この土地は原則許可される土地です。③の一般基準と許可方針ですが、転用の確実性や周辺農地等への被害防除措置の妥当性を審査し、許可の判断をします。

農地の売買や貸借など、権利を移転や設定しようとする場合、あるいは転用しようとする場合の許認可について申し上げましたが、農業委員のみならず、日頃から地域の方々に対して、適正に農地を活用されるようご指導していただいているところですので、よろしく申し上げます。

次に 6 ページをご覧ください。総会などの会議についてお話をさせていただきますが、下段に「5. 総会・現地調査・調整会議」についてとありますが、総会は、月末に開催しています。総会で審議される案件の申請書は毎月 10 日まで受け付けて、申請から許可までの期間は、農地法第 3 条、第 18 条は 30 日、農地法第 4 条、第 5 条は北海道農業会議での諮問に要する日数を含め 60 日と定めております。総会開催の 2 週間ほど前には、現地調査及び調整会議を開催しており、現地調査は、農地法に基づく権利移動、農地の転用、農業経営基盤強化促進法の利用調整、更には、農業振興地域整備法による農用地の利用目的の変更などについて、地区委員、会長、会長代理、事務局で行っております。また、調整会議については、現地調査終了後に申請案件の当事者に出席を求め、地区委員、会長、会長代理、町産業課及び J A 担当者同席により、農業経営基盤強化促進法による農用地の利用関係の調整を図るための会議として開催しております。

	<p>現地調査及び調整会議を実施する際の関係委員につきまして、項目ごとに一覧にして11ページに別記3として掲載をしております。</p> <p>この一覧の現地調査で該当委員とあるのは地区担当委員になり、地区委員としているものは事務局と委員だけで部分的に現地調査を行う案件について表示したものであります。</p> <p>8番、9番、10番は従来から農業公社が実施しております保有合理化事業であり、11番、12番は平成26年度から中間管理機構である農業公社が実施する中間管理事業であります。</p> <p>次に7ページの上段にあります部会につきましては、法令上の部会ではありませんが、必要な場合に備え任意に3部会設置しております。</p> <p>次回の総会までに会長及び会長代理に原案を作ってもらい、委員にお諮りをして決定をさせていただきたいと考えております。</p> <p>最後に「7. その他」ですが、(1)の農業委員互助会は委員の親睦を図るため全委員で組織され、忘年会、新年交礼会、研修会等を実施しています。(3)の農業者年金協議会は町内の農業者年金の加入者及び受給者で組織され年金制度の拡充強化のため、制度の啓蒙普及、研修等を実施しています。なお、協議会の代議員は、平成26年農業委員改選期から、農業委員にお願いしております。これらについては、この総会が終了後、それぞれ総会及び代議員会を開催しますのでよろしくお願ひします。</p> <p>以上で簡単ではありますが、協議資料についての説明を終わります。</p> <p>なお、8月23日に新任農業委員研修会が帯広で開催されますので、新任委員の皆さまにつきましては、全員参加していただきたいと思ひます。</p> <p>ありがとうございます。</p>
会 長	はい。只今、事務局長から説明がありましたけれども、何かご質問等がございますか。
委 員	ありません。
議 長	無いということで、次に進みます。 協議事項がすべて終了しました。事務局より連絡事項を申し上げます。
次 長	(要旨) 事務局からの連絡事項 ・配布物の説明及び確認について ・農業委員の報酬等について ・7月の予定について ・本日の総会後の予定について
会 長	はい。只今、事務局から連絡事項等ございましたが、ご質問等はありませんか。

委 員	ありません。
会 長	無いということですので、以上をもって閉会したいと思います。
局 長	以上で第1回農業委員会総会を終了いたします。閉会にあたり会長よりごあいさつをいただきます。
会 長	<p>(閉会挨拶)</p> <p>皆様のご協力を頂きまして、第1回目の総会を終了させていただきます。先ほどのお話を聞いておりますと、明日からいよいよ豊頃で小麦の収穫作業が始まるということで、今年は本当に天候に恵まれて作柄等、すべての作物において、早まっていると思います。天候が続いて28日の総会までには、麦の収穫作業が無事終わっていれば良いと思っております。</p> <p>本日は、大変ありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>